

令和4年度鹿屋市監査実施方針

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準という。」）第15条第1項に規定する監査等の実施方針は、次のとおりとする。

（「監査等」とは監査、検査及び審査をいう。以下同じ。）

1 基本方針

鹿屋市監査委員監査規程第2条に定める方針に基づき、監査等を実施する。

鹿屋市監査委員監査規程

（監査の方針）

第2条 監査は、次の方針によって行う。

- （1）常に公平無私、よく実情を調査して真相の把握に努める。
- （2）非違があれば是正しなければならないが、いたずらに摘発を事としないで、常に根本をただし、指導的見地に立って監査し、市行政の刷新向上を期するよう努める。
- （3）事の軽重、緩急等を考慮し、監査の効率を上げるよう努める。

当年度基本方針

近年、自治体においては、少子高齢化や人口減少等の社会経済環境の変化に伴う行政需要の増大などの地域課題に対して、限られた行政資源のもとで地域特性に応じた質の高い行政サービスが求められている。

このような中、人口減少社会において、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まり、平成29年6月の地方自治法改正により、監査制度の充実強化を図るため監査委員が行う監査は、監査委員が定める監査基準に従うこととされた。

このことを踏まえ、監査基準に基づき策定する年間監査計画及び監査等実施計画に従い、事務処理が法令等に基づき適正に執行され、合理的かつ効率的であるかを視点において監査等を実施する。

また、監査結果における各課共通の指摘内容については、全庁的に共有できるよう引き続き関係課に指導し、改善を求めるものとする。

2 重点項目

（1）監査の取組方針

監査等の実施に当たっては、監査等の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討した上で、それぞれの監査等実施計画を策定し、計画に従って実施する。実施に当たっては、監査対象に応じて担当者割当を行い、監査委員が行う監査等に先立ち監査委員の指示に基づき事務局職員が事前に、実施対象課等から提出された資料及び関係書類の確認と課題等の抽出を行い、限られた時間で有効な監査ができる監査体制を確保し、違法又は不当の指摘にとどまらず、指導を意識して実施するとともに内部統制の確保に資する監査等を実施する。

(2) 重点的監査領域、テーマ

監査等の実施に当たり、次に掲げる事項を重点的監査領域とし、監査等の種類ごとに定める実施計画において、重点項目（テーマ）を設定する。

- ア 各団体に共通するリスクが顕在化した事案や過去において改善、検討及び注意を要するとして講評した事項を分析し、その量的重要性や質的重要性を評価した上で、選出した事項とする。
- イ 他の地方公共団体で問題となった事案や報道などにより市民の関心が高い事案に関して、本市でも同様の事案が見込まれる場合には、必要に応じて追加する。

3 監査体制

監査等の実施体制及び実施方法は次のとおりとし、年間監査計画に基づき実施する。

(1) 実施体制について

監査委員3名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。

監査委員の補助機関である事務局職員は、鹿屋市監査委員監査実務（以下「監査実務」という。）第24条に基づき事務を執行する。

監査等の実施において、2班体制とする場合は、監査対象内容や事務従事年数等を考慮して、その班編成は事務局長が決定する。

(2) 実施方法について

実施対象部署へ資料の提出を求め、重点項目（テーマ）として挙げたもののほか提出された資料及び関係書類を事務局職員が事前に確認し、その確認結果を監査委員へ報告するものとする。

監査委員は、事前監査の確認結果を踏まえ、課題となった内容に応じて委員割当を行い、実施対象の職員等から説明を聴取ののち質問し、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。また、必要に応じて立会、実査を行う。

なお、監査等において、監査委員、事務局職員又は対象課職員が新型コロナウイルス感染者若しくは濃厚接触者等となった場合は、「新型コロナウイルス感染者発生に伴う監査等の対応方針」に基づき、日程及び実施方法等の調整を行うものとする。

4 実施対象別の重点項目について

重点項目は、監査等の種類ごとに定める実施計画において設定する。

5 その他

監査基準及び監査実施方針は市ホームページに掲載する。

併せて、監査実務についても、定型書式に掲載し職員に周知を図る。